

## 実務チェックシート(申請に対する処分)

### 1 スタート

1－1 所掌事務に申請に対する処分はありますか？

- ある → 2以下へ
- ない → お疲れ様でした。

### 2 審査基準の設定・公開 [ルール①]

2－1 審査基準を設定していますか？

- している → 2－2へ
- していない → 違法です。(行手法5条1項違反)

2－2 審査基準を公開していますか？

- している → 適正な事務処理です。
- していない → 違法です。(行手法5条3項違反)

### 3 申請に対する審査・応答 [ルール②]

3－1 申請書が事務所に到達したときは、一律、申請ありとしていますか？

- している → 形式審査をし、記載事項の不備、必要書類の添付漏れを発見したときは補正を求めてください。(それでも補正をしないときは、申請拒否処分)  
また、補正が不可能であるとき（申請期間内でないとき等）  
は、申請拒否処分をしてください。

- していない → 申請の有無がわからなくなるリスクがあります。
- していないが、申請者の意思（申請するのか、行政指導に応じるのか）を確認している → 3－2、3－3へ

3－2 申請者が行政指導に従わない意思を表明したときは、申請ありとしていますか？

- している → 形式審査をし、記載事項の不備、必要書類の添付漏れを発見したときは補正を求めてください。（それでも補正をしないときは、申請拒否処分）  
また、補正が不可能であるとき（申請期間内でないとき等）は、申請拒否処分をしてください。

- していない → 違法な応答留保です。（手法7、33条違反）

3－3 申請者が行政指導に応じている間、申請書（原本）を預かっていますか？

- いる → 申請の有無がわからなくなるリスクがあります。  
 いない → 適正な事務処理です。

#### 4 申請拒否処分の理由の提示 [ルール③]

4－1 申請拒否処分の通知書に、理由は付記していますか？

- している → 4－3へ  
 していない → 4－2へ

4－2 「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき」に該当しますか？

- する → 適正な事務処理です。（手法8条1項但書）  
 しない → 違法です。（手法8条違反）

4－3 通知書に根拠条文は記載していますか？

- している → 4－4へ  
 していない → 違法です。（手法8条違反）

4－4 根拠条文に加えて、何らかの事実関係は記載していますか？

- している → 適正な事務処理であると思われます。

していない → 4-5へ

4-5 申請者が、単に根拠条文を示すだけで、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうる ／ 適用法条に複数の申請拒否事由が定められている場合であって、適用法条の記載のみによって、申請者において、申請対象の種類、性質等（申請書の記載）とあいまって、申請拒否理由が適用法条所定のどの事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得るといえますか（そのことを説明できるよう整理していますか）？

いえる → 適正な事務処理です。

いえない → 違法です。（手法 8 条違反）

以上